

地域生活支援拠点について

●整備の目的

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者やその家族の緊急事態の対応を図るもので、下記の2つの目的を持つ。

- ①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等を活用した受け入れ
- ②施設や親元からグループホーム（GH）、一人暮らし等への生活の場に移行しやすくする支援を提供する体制を整備する。

●拠点等が特に支えていくべき対象者

- ①一時避難的な居住の確保が早急に必要の方又は早急に確保する必要性が認められる方
- ②現在支援機関からの支援を受けていない方又は現在支援を受けているものの現支援体制のみでは支えていくことが困難な方

●整備手法

国からは拠点等の整備手法が大きく2つ示されているが、既存の社会資源や制度を活用し、支援機関の間においてネットワークを構築することによる面的整備型とする。

なお、現時点で不足する機能等については、資源の確保や圏域など広域での整備について継続して検討。

●必要とされる機能

既に地域にある機能を含め、下記の5つの機能を原則とし、地域の実情を踏まえ、必要な機能を市町村で判断し、整備を行うものとされている。

★拠点に特化している機能⇒②緊急時の受け入れ対応 ③体験機会・場の提供

必要な機能	内容
①相談	各相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援を行う機能
②緊急時の受け入れ対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

●羽島市における各機能整備の方向性

①相談

- ・基幹相談支援センターを市役所窓口を設置することで、誰にも分かりやすい。多岐に渡る課題、問題に関係機関、事業者との連携がスムーズ。
- ・委託相談については継続し、相談支援の専門性と24時間の対応を確保。
- ・リスクのある人については、平時から通所や短期入所の利用等により、利用者、事業者の負担を減らす。
- ・サービスに繋がっておらず、リスクが高いと考えられる人のリストアップは市（基幹相談支援センター）の役目。

②緊急時の受け入れ・対応

【緊急時】：①虐待 ②介護者の不測の事態による介護者不在

- ・緊急受け入れ可能な空室を常時確保することは、事業者及び費用面において負担が大きいため、現状と同様の対応。広域での整備や空き室の確保の必要性については、今後の状況を見ながら検討。
- ・サービスに繋がっている人でリスクが高い人については、ケース会議等で有事の対応を検討し、緊急時においても生活が継続できるように備える。
- ・事前登録の要否やその方法についても、継続して検討。
- ・医療が必要な方については、ケースに応じて入院を含め受け入れ先を探す。

③体験の機会・場

- ・いきなりのサービス利用が困難であっても、地域活動支援センター利用や日中活動系サービスを体験するなど、事業者との顔つなぎを行いサービス利用に繋げる。
- ・体験を経験しておくことは、緊急時の受け入れ体制に効果があり、本人や家族、事業所すべての不安解消になる。
- ・グループホームを体験利用することは可能であるが、実際には、入居を前提での体験利用であり、体験利用のために空室を確保することは困難。
- ・②緊急時の受け入れ・対応と同様に、広域での整備や空き室の確保の必要性については、今後の状況を見ながら検討。

④専門的人材の確保・養成

- ・市において、医療的ケアや行動障害等、専門的な対応ができる人材の養成機関は無い
ため、引き続き県等で開催される研修等の情報を事業者に提供し、知識向上を図る。
- ・市職員についても、積極的な研修の受講により研鑽に努める。

⑤地域の体制づくり

- ・障害者総合支援協議会において、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の事業の報告を行い、改善点等を検討する。

◎基幹相談支援センターの正式なスタート令和3年4月1日をもって、一次的に地域生活支援拠点の整備とする。

【スモールスタート】